

令和2年7月1日

## 吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第791条第1項及び同法第801条第3項に基づく開示事項)

(吸収分割会社)

東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号  
日本電波工業株式会社  
代表取締役執行役員社長  
加藤啓美

(吸収分割承継会社)

北海道函館市鈴蘭丘町3-63  
NDK SAW devices 株式会社  
代表取締役社長  
加藤啓美

日本電波工業株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及びNDK SAW devices 株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2020年5月28日付で吸収分割会社と吸収分割承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年7月1日を効力発生日として、吸収分割会社のSAWフィルターの製造及び販売に関する事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第201条所定の事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

- 1 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号、同第201条第1号）  
本吸収分割の効力発生日は、2020年7月1日です。
- 2 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による吸収分割をやめることの請求に係る手続の経過  
該当事項はありません。
  - (2) 会社法第785条の規定による反対株主の株式買取請求手続の経過  
該当事項はありません。
  - (3) 会社法第787条の規定による新株予約権買取請求手続の経過  
該当事項はありません。

(4) 会社法 789 条の規定による債権者異議手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び同条第 3 項の規定により、2020 年 5 月 29 日付で官報及び電子公告の方法により公告しましたが、同条第 1 項の規定により所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号、同第 201 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割をやめることの請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による反対株主の株式買取請求手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による債権者異議手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 5 月 29 日付の官報により公告を行いました。なお、吸収分割承継会社においては、知っている債権者は存在しませんので、各別の催告は要しませんでした。

4 本吸収分割により吸収分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号、同第 201 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割契約に従い、2020 年 7 月 1 日をもって、吸収分割会社から、吸収分割会社の事業のうち、SAW フィルター事業に関して有する権利義務を承継しました。承継した資産及び負債の総額（概算値）は、それぞれ次のとおりです。

承継資産の額：387 百万円

承継負債の額：0 百万円

5 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号、同第 201 条第 5 号）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の変更登記は、いずれも 2020 年 7 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

6 本吸収分割に関するその他重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号、同第 201 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上